

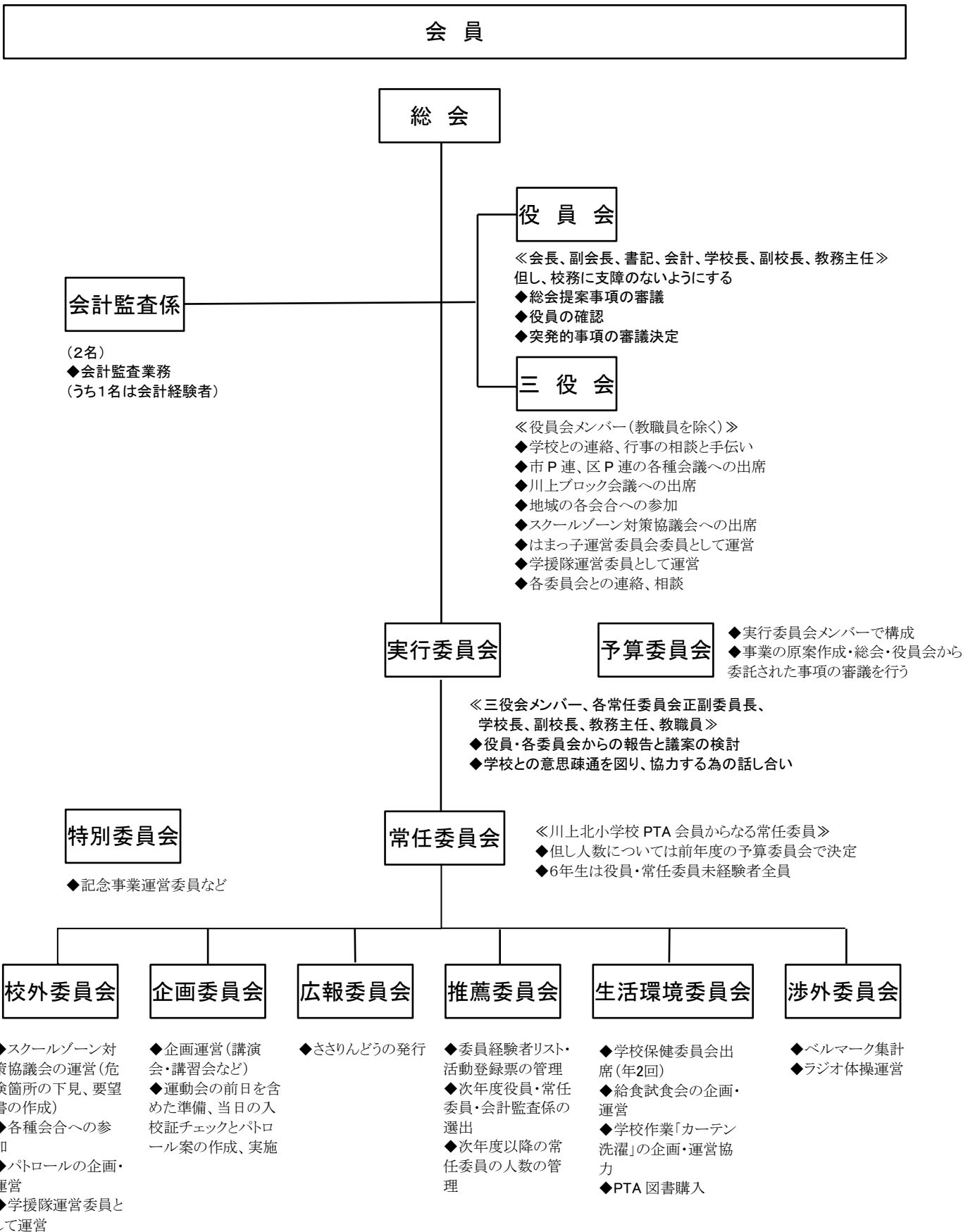
在学中 要保存

川上北小学校PTA要項

2019年4月版

横浜市立川上北小学校PTA

1. 川上北小学校PTA組織図



2. 役員の役割

会長	(1)会を代表し、全体の責任者となります (2)総会や実行委員会、その他の会議を招集します (3)川上北小 PTA グループウェア kawakamikita.com の監督をします (4)他校との連携、情報交換
副会長	(1)会長の任務を補佐、代行します (2)会長と他の役員や常任委員会との調整などを行います (3)書記、会計の補佐をします
書記	(1)総会や実行委員会の議事を記録し、全体の運営や活動状況の記録、必要文書を保管します (2)各種連絡や通知、報告書などの作成を行います (3)川上北小 PTA グループウェア kawakamikita.com の管理・運営をします (4)副会長の補佐をします
会計	(1)金銭出納の仕事、会計関係の帳簿の整理保管、会計報告などの会計事務を処理します (2)予算執行状態の把握をします (3)予算の立案時には、会長や各委員会を補佐します (4)学校協力費の監査を行います (5)副会長の補佐をします

3. 常任委員の役割

- (1)全常任委員は、校外委員会、企画委員会、広報委員会、推薦委員会、生活環境委員会、渉外委員会のいずれかに所属し活動します
- (2)学年会計簿等の監査を行います

4. 会計監査系の役割

- (1)会員を代表して、会計事務や予算執行が適正に処理されているか、定時および随時監査し、総会に対してその責を負います
- (2)2名のうち1名は会計経験者より選出
- (3)詳細は巻末の内規に記載

5. 川上北小学校PTA運営の手引き

1) 役員会

- (1) 日 時……会長が必要に応じて招集
- (2) 出席者……会長、副会長、書記、会計、学校長、副校長、教務主任
- (3) 内 容……学校と保護者との共通問題の意思疎通を図り、お互いの理解を深める
 - ① 学校、保護者からの報告及び確認事項
 - ② 実行委員会の議事内容を確認する

2) 三役会

- (1) 出席者……教職員を除く役員会メンバー。
- (2) 内 容……必要に応じて開く(行事や会報の打ち合わせなど)

3) 実行委員会

- (1) 日 時……月1回午前10時～12時
- (2) 出席者……役員会メンバー、各常任委員会正副委員長、担当教職員
- (3) 内 容
 - ① 学校と保護者との共通問題の意思疎通を図り、お互いの理解を深め、PTA全体の運営にあたる
 - ② 会計を中心に予算編成の検討を行う
 - ③ 議事は、役員、各委員会から提出された活動報告書に従って前月の報告を行う
 - ④ 司会および進行は副会長が行う
 - * 会長の挨拶
 - * 学校長の挨拶
 - * 副校長の挨拶
 - * 学校からの連絡事項、行事予定
 - * 役員活動報告(副会長)
 - * 委員会活動報告(各委員長)
 - * 各委員会からの必要事項を検討
 - * 質疑応答
 - * 次回の実行委員会の日時の連絡

4) 予算委員会

- (1) 出席者…実行委員会メンバー(決まっている場合は新役員、新正副委員長)
- (2) 内 容…次年度の事業計画、予算案作成、常任委員人数管理等の審議、年度予算執行審議、年度予算外の突発的な支出に関する審議等。

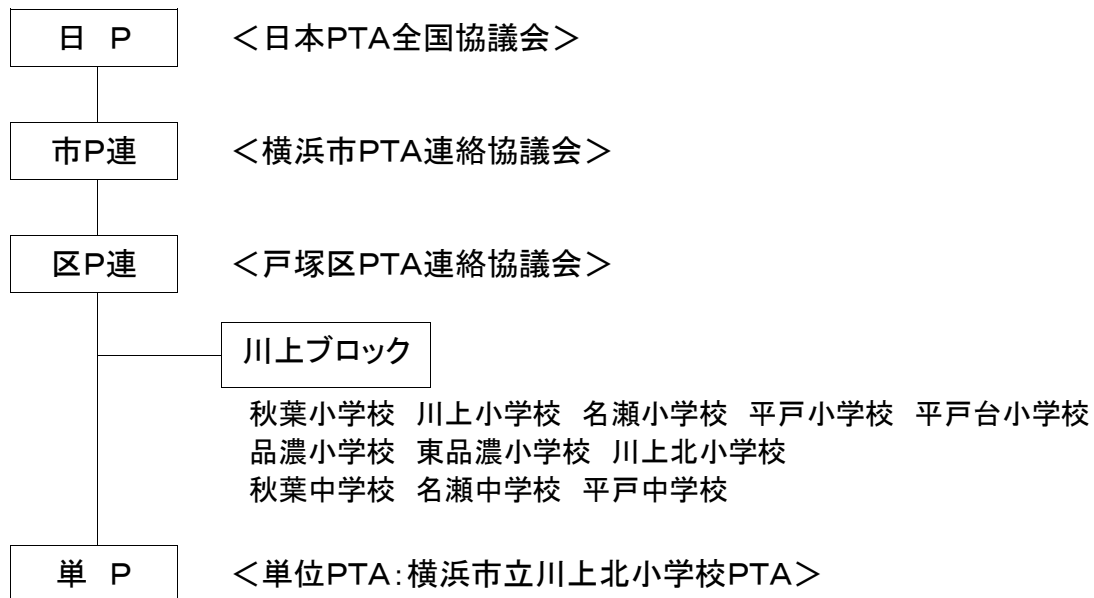
5) 常任委員会

- (1) PTA規約第3章第16条に定める、各常任委員会は必要に応じ委員長が委員を招集し定例会を開く
- (2) 委員長を中心に副委員長が補佐して、行事計画に基づき討議、運営する
- (3) 定例会終了後、正副委員長のいずれかがその月の報告書を指定された期日迄に書記アドレス(pta-shoki@kawakamikita.com)に送信する(詳細は実行委員会で説明する)
- (4) 定例会の開催については、必要に応じて担当の先生に出席を依頼する
- (5) 各常任委員会で討議、決定された内容は委員全員に周知徹底させる
- (6) 各常任委員会及び各正副委員長にて判断しかねる事項が生じた場合は、実行委員会または役員と協議して決める
 - ① 校外委員会は児童の登下校の安全を確保する活動にあたる
 - ② 企画委員会は会員の親睦行事、研修会、講演会等の企画、運営にあたる
 - ③ 広報委員会はPTAの広報活動にあたる
 - ④ 推薦委員会は役員、委員、会計監査係の選出にあたりるとともに、次年度以降の委員の人数を管理する
 - ⑤ 生活環境委員会は児童の健全育成の活動にあたる
 - ⑥ 渉外委員会は他団体、ボランティアとの連携活動にあたる

6. 会費について

- (1) 月額250円を児童数により徴収する。徴収方法は学校の指定に従うこととする
- (2) 月途中で転出があった場合も日割りでの返金はしないこととする

7. 川上北小学校PTAの対外組織図



8. PTAの対外活動(輪番制で担当)

1) 区P連・役員幹事校

(1) 幹事会

役員と各単P会長・校長の中より選出した幹事を持って構成し、月に1回の会合をもち、区P連の運営に当たる。また、総会提出議案の原案を審議する

(2) 活動交流会(川上ブロック)

幹事校がテーマを決めて活動。全体会では、まとめの意味で講演会、発表会を行う。

2) 市P連・常置委員校

月に一回の会合をもち、各区の連携をとりながら、市P連の主催による各常置委員会の行事に区P連の代表として協力する。

9. PTA略語・用語集

- * 安振会＝アンシンカイ……財団法人横浜市安全教育振興会
- * 学家地(連)＝ガッカチ(レン)……学校・家庭・地域協働事業推進協議会
- * 学校開放＝ガッコウカイホウ……学校開放運営委員会
学校施設(校庭や体育館など)を学校教育に支障の無い範囲で、市民の方々が利用
- * スクールゾーン……学校区域。幼稚園・小学校の通学路として指定された区域
- * 地区懇＝チクコン……地区(地域)別懇談
- * はまっ子＝ハマッコ……はまっ子ふれあいスクール